

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

平成25年盛夏

◆アベノミクス第3の矢◆ 成長戦略への「期待」と「課題」

法人減税を求める声多く

■第3の矢「成長戦略」■

先般、日本経済の活性化に向けた成長戦略—いわゆる「アベノミクス」の第3の矢—が発表されました。

積極的な金融緩和、財政出動の矢に続き3本の矢がこれで出そろったこととなります。日本経済の再生のためには、金融・財政の一時的なカンフル剤にいつまでも頼り続けるわけにはいかず、本物の経済活性化につなげるためには、この成長戦略に大きな注目が集まっています。

政府は具体策をまとめた関連法案を秋の臨時国会に提出するとしています。

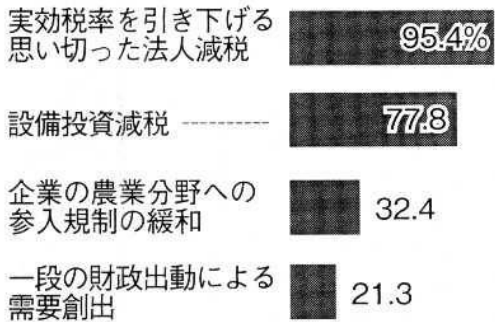
成長戦略の全体目標には、「今後10年平均で実質GDP成長率2%」、「10年後の1人当たり国民総所得を150万円以上増加」を掲げています。また、企業活性化の方策としては、「設備投資減税」、「産業競争力強化」、「国家戦略特区」などが盛り込まれています。

■期待と課題—経営者の声■

成長戦略発表の直後に日本経済新聞社が行った主要企業の経営者アンケート（108社回答）によると、成長戦略について「評価している」は49・1%と約半数になっています。「どちらかといえば評価」（30・6%）、「高く評価」（8・3%）を合わせると一定の評価をする企業は約9割に上っています。

今後の成長戦略に盛り込むべき政策

(盛り込むべきと回答した企業の割合)



■税制改正作業を前倒し■

政府は、「成長戦略に切れ目はない」として秋には追加策を打ち出す考えです。これを受けて、今後盛り込むべき政策のアンケート（複数回答）では「思い切った法人減税」が95・4%と群を抜いています。日本の法人実効税率は35・64%（復興増税を除く）と、欧州やアジアの主要国に多い20%台と比べて負担が大きく、国際競争力を高める土台を固めるためにも法人税率の引き下げを求める声が多いことが浮き彫りになりました。

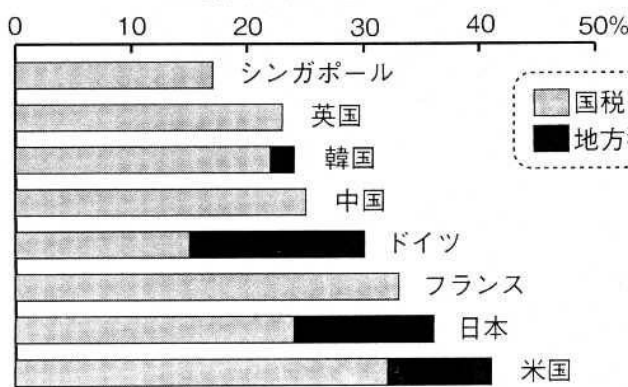
成長戦略で特に注力している設備投資減税をみると、「企業が生産設備の更新で競争力を高めて収益が改善されれば、賃金の増加を通じて消費が上向く」という青写真を描いただけでも言えます。消費拡大への好循環がいつになるのかは不透明な状況となっています。また、成長戦略は小粒の寄せ集めで迫力を欠くといった声もあります。

そこで政府は、経済活性化に取り組む姿勢を強く打ち出すために、税制改正作業を2カ月程前倒しで着手する方針を固めました。通常、税制改正作業は11月頃から

業界団体の聞き取りなどを始め、年末に来年度税制改正大綱をまとめるのが一般的なスケジュールです。9月にも税制改正の作業を前倒しすることで、設備投資減税や企業の事業再編など、企業支援に直接結び付く税制改正に早期に取り組みたい考えです。

なお、法人実効税率の引き下げについても議論になるとの見通しで、企業の活力を十分に引き出す税制改正となるのか注目されます。

主要国の法人税の実効税率



少額投資非課税制度(NISA) 年100万円まで投資が非課税

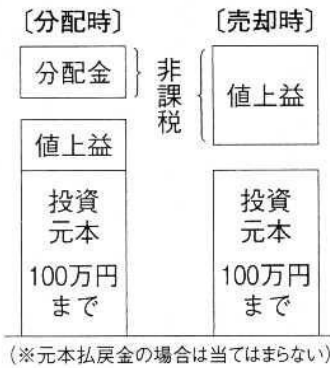
2014年1月からスタート

2014年1月から新たに「NISA(ニーサ)」と呼ばれる少額投資非課税制度がスタートします。

現在、上場株式や株式投資信託等の配当所得及び譲渡所得に關しての軽減税率の措置が設けられておりますが、この軽減税率は2013年12月末をもって終了します。

●少額投資非課税制度●

- 株式投資信託・上場株式の配当所得・譲渡所得が非課税
- 平成26年から平成35年までの10年間、毎年100万円までの非課税投資枠
- それぞれ投資を始めた年から最長5年間の非課税期間
- 非課税投資枠は最大500万円
- 投資信託の場合、基準価格が上昇した分から支払われる分配金と売却したときの値上益が非課税。



そこで新たに2014年1月から、新税制により「少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))」が導入されます。投資金額は年間100万円までなど制限がありますが、この非課税口座内での運用で得た利益に對しては非課税措置となります。

通常、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や地方税の課税対象となります。(本来は税率20%適用。平成25年12月末までは特例措置で10%に軽減)

NISAは、毎年100万円を上限とする新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度です。

■NISAの概要■

・制度を利用するために専用口座(NISA口座・1人1口座)が必要で、20歳以上の居住者であればだれでも利用可能。

・専用口座内の株式投資信託・株式等の配当所得と譲渡所得が非課税。

・年間100万円まで、最大500万円まで投資可能。非課税投資期間は5年間。(NISA制度は10年間継続)

■NISAのメリット■

例えば、非課税期間に新たに購入した100万円の投資信託等が値上がりした場合、その値上がり益については非課税となります。また、NISA口座で保有する株式投資信託の配当所得が非課税となりますので、基準価額が上昇した分から払い出される普通分配金は非課税です。

分配金を再投資する場合は元本と再投資する額が非課税枠以内(年間100万円)であれば非課税となりますが、非課税枠を超える再投資部分は課税口座に入り、課税対象になりますので注意が必要です。

■注意■

・開設できる口座は1人につき1口座のみ。

NISA口座は、原則4年間は、1口座のみ開設可能(例えば、銀行と証券会社にそれぞれ1口座ずつ開設するのは不可)。

一度開設したNISA口座を別の金融機関に変更・開設はできない。

既に保有している上場株式などは対象外。

NISA口座は、新たに購入した上場株式・株式投資信託などが対象となるため、他の口座(一般口座や特定口座など)で既に保有しているものをそのまま移管することはできない。

他の口座との損益通算・損失の繰越控除不可

非課税のNISA口座で生じた売買損失は、課税される他の口座(一般口座や特定口座など)の収益との損益通算はできず、また損失の繰越控除もできない。

・非課税期間終了後に保有している株式がある場合、次のうちどちらかを選択することができる。

①課税口座(特定口座・一般口座)への移管。

②翌年以降の新たな非課税枠へ移管(時価100万円)を上限。

金融機関によって購入できる商品は異なります。NISA口座の開設時には、投資したい金融商品を十分に検討し、金融機関を選びましょう。



夏祭りへの協賛金

これからの季節、日本各地で夏の風物詩である盆踊りや花火大会などを目にする事が多くなるでしょう。

このような夏祭りを開催する場合、主催者は地域の企業などから協賛金を募り、運営費に充てるということが一般的です。

では、企業が夏祭りなどのイベントへ協賛金を支出した場合、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

原則は「寄附金」

協賛金とは、「事業に直接関係のない者に対する経済的な利益の無償供与」と定義され、税法上は、原則、「寄附金」として取り扱われます。

よって、夏祭りが開催される地元地域への貢献を目的とした協賛金であれば、寄附金として取り扱われることとなります。

寄附金は原則として損金算入できませんが、その金額には限度額があるので注意が必要です。

しかし、原則的な取り扱いには寄附金ですが、協賛金の名目であってもケースにより税務上の取り扱いが異なります。

「広告宣伝費」となる場合

例えば、夏祭りの際に、会場や商店街などの道筋に社名を入れた提灯を掲示することがありますが、この場合の社名入りの提灯の費用は、看板などと同様の効果があると考えられることから、「広告宣伝費」として損金算入が認められます。

また、夏祭りのパンフレットやホームページでの協賛企業名の掲載や、花火大会最中に協賛企業名がアナウンスされるケースも同様に広告宣伝費として取り扱われます。

「交際費」となる場合

なお、夏祭りの主催者が取引先であったり、取引先獲得のために協賛金を支払った場合には、「事業に直接関係のない者に対する経済的な利益の無償供与」とならないので「交際費」となる可能性もあります。

8月の税務と労務

一 税 務 一

- ★個人事業税の納付（第1期分）
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月12日
- ★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…9月2日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月2日
- ★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…9月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…9月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…9月2日
- ★個人事業者の25年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…9月2日

一 労 務 一

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…8月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…9月2日

競馬の外れ馬券が経費に認められるかどうか焦点となった裁判で、大阪地裁は「外れ馬券も経費に含まれる」との判断を示し、課税額を大幅に引き下げた。判決を不服とした検察側は控訴した。▼被告の男性は競馬の予想ソフトを使って大量に馬券を購入し、配当で得た29億円の所得をしなかったとして、所得税法違反に問われた。競馬の「当たり馬券」の払戻金は本来、「一時所得」に該当するが、裁判では「雑所得」になるのではないかと争われた。▼裁判長は

外れ馬券は経費？

「男性は娯楽ではなく資産運用として競馬を行っていた」と指摘。所得から控除できる必要経費について「当たり馬券の購入額だけ」とする検察側の主張を退け、「外れ馬券も必要経費に含まれる」と判断した。▼今回の裁判はこの男性のケースに限って「経費」として認められたもので例外的といえる。控訴審の判断が注目されるが、時代の変化によって新しいサービスが次々登場している。法律では想定していないケースが今後も出てくるかもしれない。